

平成20年4月から始まる

後期高齢者医療制度の保険料

保険料のポイント

- ▶ 保険料は、被保険者（75歳以上の方、65歳以上75歳未満で一定程度の障害のある方）一人ひとりにかかります
- ▶ 北海道における後期高齢者医療の保険料率は
被保険者均等割額 43,143円 所得割率 9.63%
- ▶ 計算方法

$$\text{保険料} = \begin{array}{|c|} \hline \text{被保険者均等割額} \\ \hline \text{年額 43,143円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{被保険者の総所得金額等()から33万円を} \\ \text{差し引いた金額} \times 9.63\% \\ \hline \end{array}$$

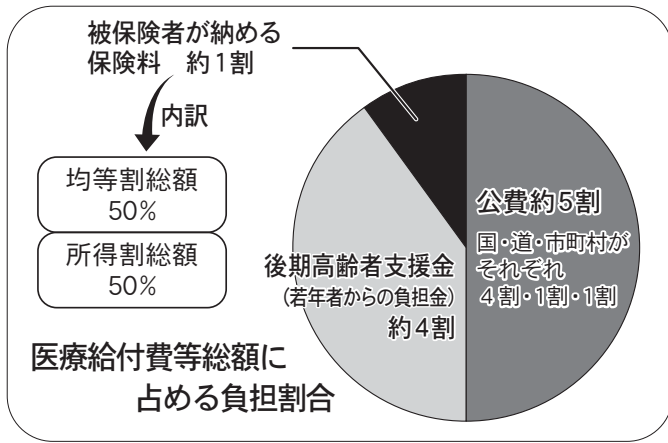
被保険者の総所得金額等...収入から必要経費(公的年金等控除、給与所得控除額など)を差し引いたものです

- ▶ 保険料の上限額は、50万円です
- ▶ 所得が一定額以下の被保険者は、世帯の総所得金額等の状況に応じて、均等割額が軽減されます
- ▶ 保険料は、原則、年金からの天引き(特別徴収)となります

保険料の仕組み

後期高齢者医療制度の医療給付等に
必要な財源は、後期高齢者医療制
度の被保険者の皆さんが医療機関の
窓口で支払う一部負担金を除くと、
被保険者の保険料(1割)と国や道、
市町村からの公費(5割)、国民健康
保険や社会保険などに加入している
現役世代からの支援金(4割)で構
成されます。

保険料は、被保険者の皆さん全員
が等しく負担する被保険者均等割額
(以下均等割額)と所得に応じて負



保険料率

皆さんそれぞれの保険料は、均等割額と所得割率からなる「保険料率」で計算されます。

基本的には、北海道内は均一の保険料ですが、一人当たりの平均老人医療給付費が著しく低い市町村の保険料率は、一定期間軽減されます。

岩見沢市はこの軽減に該当しませんので、岩見沢市にお住まいの皆さんの保険料率は、年間、均等割額が4万3千143円、所得割率が9.63%です。

保険料の軽減と減免

所得が一定額以下の被保険者は、世帯全体の総所得金額等の状況に応じて、均等割額が軽減されます。

また、加入する前日まで、被用者保険の加入者に扶養されていた方は、これまで保険料の負担がなかったことから、激変緩和措置として、2年間は所得割がかからず、均等割額も5割軽減されますが、これらに該当する方は、平成20年度は特例として保険料を9月まで徴収せず、その後の半年間は均等割額の1割、2千100円の負担となります。

なお、災害などで重大な損害を受

けたときや特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料を納めることが困難な方は、申請により保険料が減免される場合があります。

保険料の納め方

保険料は介護保険料と同様に、原則、年金から天引きされます。(特

別徴収)

ただし、年金受給額が18万円以下の方や、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える場合は、市で定める納期

ごとに、納付書などの方法で納めることとなります。(普通徴収) なお、保険料は平成20年4月以降に送付する保険料決定通知書でお知らせします。

均等割額の軽減

総所得金額等が下記の金額以下の世帯	軽減額 (軽減割合)	軽減後の 均等割額
33万円	30,201円 (7割軽減)	12,942円
33万円+(24万5千円×世帯に属する被保険者の数 (被保険者である世帯主は除く))	21,572円 (5割軽減)	21,571円
33万円+(35万円×世帯に属する被保険者の数)	8,629円 (2割軽減)	34,514円

65歳以上の方の公的年金等にかかる所得は、その所得の金額から特別控除として15万円を差し引いた額を総所得金額等として判定します。

世帯主が被保険者でない場合も、その世帯主の所得は軽減判定の対象となります。

平成20・21年度 後期高齢者医療保険料の試算(金額は年額)

1人世帯・夫婦2人世帯ともに収入は年金のみ

後期高齢者医療に加入する1人世帯

所得 (年金額)	30万円 (150万円)	80万円 (200万円)	130万円 (250万円)	180万円 (300万円)	225万円 (350万円)
保険料	12,900円	79,700円	136,500円	184,700円	228,000円

夫婦2人とも後期高齢者医療に加入する世帯

所得 (年金額)	夫	30万円 (150万円)	80万円 (200万円)	130万円 (250万円)
	妻	0円 (50万円)	0円 (50万円)	0円 (50万円)
保険料	夫	12,900円	79,700円	136,500円
	妻	12,900円	34,500円	43,100円

保険料の例(金額は年額)

▶ 75歳の1人世帯

収入は年金のみで153万円までの場合

所得割はかからず、7割軽減に該当 保険料 → 12,900円

▶ 夫(世帯主)75歳 妻64歳の2人世帯(現在は2人とも国保に加入)

世帯の収入は年金のみで、世帯主250万円、妻80万円の場合

夫は後期高齢者医療制度に加入となり、妻はこの制度に加入するまで引き続き国保

保険料 → 夫(世帯主)136,500円 妻の国保料43,300円

▶ 子(世帯主)5歳 母80歳の2人世帯(現在は2人とも国保に加入)

子の所得が300万円、母の収入は年金のみで80万円の場合

母は後期高齢者医療制度に加入となり、子はこの制度に加入するまで引き続き国保 保険料 → 母43,100円 子の国保料334,300円

国民健康保険(国保)は、平成19年度の保険料率を適用し、平成20年度の経過措置を見込んで試算したもので、実際の保険料とは異なります。

問合せ 市高齢・介護室 医療給付係